意見書案　第５号

令和８年９月 30 日

大磯町議会議長　清　田　文　雄　様

提出者　大磯町議会議員　亀　倉　弘　美
賛成者　〃　鈴　木　たまよ
〃　吉　川　重　雄
〃　二　宮　加寿子
〃　橋　本　秀　彦
〃　鈴　木　京　子
〃　石　川　則　男
〃　庄　子　幸　太

ＩＣＣの独立性とその活動を守り、国際社会における法の支配を堅持することを求める意見書

大磯町議会会議規則第 13 条第１項及び第２項の規定により、別紙のとおり提出します。

ＩＣＣの独立性とその活動を守り、国際社会における法の支配を堅持することを求める意見書

米国政府は2026年８月18日、国際刑事裁判所（ＩＣＣ）の赤根智子所長らを新たに制裁対象に指定した。米国政府はこれまでもＩＣＣの裁判官や検察官らに対する制裁措置を相次いで講じており、さらにＩＣＣそのものを対象とした制裁措置も取り沙汰されるなど、ＩＣＣへの圧力を強めている。

ＩＣＣは、集団殺害犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪、侵略犯罪という国際社会全体にとって最も重大な犯罪について、個人の刑事責任を追及するために設立された独立した国際司法機関である。

その裁判官や検察官らに対し、司法上の職務遂行を理由として資産凍結などの制裁を科すことは、司法の独立を脅かすものである。また、ＩＣＣそのものへの制裁や、締約国に対してＩＣＣからの離脱を求める動きは、ＩＣＣの活動を阻害し、国際刑事司法の枠組みそのものを弱体化させかねない。

個々の国家がＩＣＣの判断や管轄権に異論を有することと、司法機関やその職務に携わる者に対して政治的・経済的圧力を加えることとは、明確に区別されなければならない。国家間に利害や立場の違いがあるからこそ、国際社会において法の支配と司法の独立を守ることが重要である。

日本はローマ規程の締約国としてＩＣＣの活動を一貫して支持し、主要な分担金拠出国として国際刑事司法を支えてきた。また現在、日本出身の赤根智子氏がＩＣＣ所長を務めている。

高市内閣総理大臣は、第81回国連総会一般討論演説において、「法の支配に基づく自由で開かれた秩序」が厳しい挑戦を受けているとの認識を示すとともに、日本がＩＣＣをはじめとする国際裁判所を一貫して支持してきたことを改めて表明した。また、日米首脳会談においてもＩＣＣについてトランプ大統領と率直なやり取りを行ったことを明らかにしている。

我が国が掲げる法の支配を具体的な行動によって支えるためにも、こうした外交努力をさらに進めることが求められる。

よって、国においては、米国政府に対し、赤根智子所長をはじめとするＩＣＣ関係者への制裁措置の撤回を明確に求めるとともに、ＩＣＣの独立性及び活動を損なうさらなる措置を行わないよう働きかけることを求める。

あわせて、国連、ＩＣＣ締約国をはじめとする国際社会との連携を一層強化し、ＩＣＣがいかなる国家からも不当な政治的・経済的圧力を受けることなくその使命を遂行できるよう、国際社会における法の支配と司法の独立を守るための具体的な外交努力を尽くすことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和８年９月 30 日

内閣総理大臣　　高　市　早　苗　様
外務大臣　　茂　木　敏　充　様

神奈川県中郡大磯町議会議長　清　田　文　雄